

令和8年3月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和8年3月総会議事録

1 日 時 令和8年3月16日(月) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第3号 農用地利用集積等促進計画の策定について

(一括方式5件・二段階方式9件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (3件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)

(3件・農地中間管理事業に係る合意解約3件

・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更2件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (2件)

4 その他

・次回総会 4月15日(水) 市役所4階会議室

・現地調査 4月 6日(月) 予定

4 出席委員(18人:議席順)

1番 岡藤 英雄

3番 岡島 史真

4番 西村 志おり

5番 大田 寛治

6番 河野 八千代

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

10番 高林 司

11番 林 一志

12番 木村 友則

13番 名和田 栄治

14番 林 弘幸

15番 大田 裕美

16番 木村 正雄

17番 大汐 光晴

18番 深水 一男(会長職務代理者)

19番 大野 耕作(会長)

5 欠席委員(2名)

2番 村岡 清美

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	秋本 佑美

7 会議の概要

議長
(会長)
挨拶

令和8年3月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案3件、報告事項3件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、2月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和8年3月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

11番、林一志委員、12番、木村友則委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年3月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は624㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人から申し出があったので、これに応じることとした。譲渡人は、譲受人が必要としていたため、譲渡を申し出た。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から北西へ約 1.6km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 10 番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10 番

10 番、担当の高林です。

3 月 5 日、会長、事務局、推進委員の萩原さんと私で現地に行き、確認をいたしました。

譲受人の●●さんは、自宅の隣にある譲渡人の●●さんの田を長年借りて野菜を栽培されておりました。

今回確認に行った時も、野菜の管理をされておられました。

別に問題はないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号2。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は259㎡。
譲受人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。
譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、隣接地に居住して自家耕作による農業をする。譲渡人は、相続した土地であるが遠方のため、売却したい。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から南へ約1.7kmに位置する農地です。
また、5ページには公図を添付しております。
ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。
第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。
第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。
第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。
第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当12番、木村友則委員、補足説明をお願いいたします。

12番

12番、担当の木村です。

3月5日、大野会長さん、事務局、野中推進委員さんと私で現地の確認をいたしました。

申請地については、譲受人の●●さんが、隣接した空き家とともに購入し、開墾して野菜を耕作するという意思が強いようなので、野菜等を栽培する際には、ご自分からご相談されるということを知っておりますので、問題はないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,685㎡、ほか1筆。合計面積は、2,578㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●郡●●町大字●●小字●●▲▲番地の▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、今まで組合と利用権を設定し、管理委託してきたが、今回譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。●●から東南東へ約4.4kmに位置する農地です。

また、7ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当は2番の村岡委員さんですが、本日は欠席でございますので、私が代わって補足説明をさせていただきます。

3月5日、村岡農業委員さん、西村正推進委員さん、事務局と私で現地調査を行いました。

現地につきましては、現在は水田での放牧をされております。

譲受人の●●さんも含めてこの地域の田んぼで飼料用米の生産をされておりましたが、今回、●●さんがこの田んぼを求めて水田放牧を続けながら、スタンションの簡素な小屋を建てて生産牛の肥育を続けていきたいということであります。

周囲にも迷惑がかかるような場所ではございません。

何ら問題はないと思いますので、各委員さんの慎重審議のうえ、ご決定をいただきますように、よろしく願いをいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。2ページをご覧ください。
番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は764㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、自宅からも近く、隣の農機具小屋と底地も買い受けるので一緒に引き取ると申し出た。譲渡人は、弟から相続した土地だが遠方に住んでおり今後の管理が難しく、譲受人の申し出を受けることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から北東へ約1.6kmに位置する農地です。

また、9ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当16番、木村正雄委員、補足説明をお願いいたします。

16番

16番、木村正雄です。

3月5日、大野会長、先野推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。

申請地は●●地区にあります。

譲渡人の●●さんは遠くに住んでおられ、管理ができないとのことですので、今回の申請は妥当だと思います。

何も問題はないと思いますので、皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和8年3月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目につきましては登記簿、現況ともに田、面積は415㎡。

譲受人は、●●市●●▲▲番地▲、株式会社●●、代表取締役●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は宅地分譲です。

理由としまして、譲受人は、不動産事業として宅地分譲地として造成工事することとした。譲渡人は、高齢のため今後耕作ができないので売却す

ることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 10 ページをご覧ください。●●から南南西へ約 760m に位置する農地です。

また、11 ページには公図、12 ページから 13 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページ、左側「農地区分」中ほどをご覧ください。(2) のウです。

申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められており、第 3 種農地に該当します。原則として転用は許可されます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後令和 8 年 6 月までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。クの土地の造成のみの転用であることについては、農地法審査基準 13 ページをご覧ください。お示ししている農地法施行規則第 57 条第 5 号一覧表のうち、本件は、6 番の都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定される用途区域内で行われるものであり、例外的に認められるものとなります。

次に 12 ページに戻りまして、(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に (3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、地域計画の区域にも指定されておらず、地域における農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を及ぼす恐れはなく、問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 18 番、深水委員、補足説明をお願いいたします。

1 8 番

18 番、深水です。

3 月 5 日、大野会長、事務局、村田推進委員と私で現地調査を行いました。

位置図の 10 ページを見ていただけたら分かると思いますが、ここは住宅が立ち並んでいる所ですので、この一角は、ほぼもう宅地化されているような地域でございます。

今事務局から説明があったように、法的には何ら問題はないと思っております。

皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の策定について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。4 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の策定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。

令和 8 年 3 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 8 年 4 月 1 日の公告となります。

まず、一括方式による利用権設定です。

使用貸借のみとなりますが、長門地区が、4 件 10 筆の 10,145 m²。日置地区が、1 件 3 筆の 8,796 m²。

総計が、5 件 13 筆の 18,941 m²となります。

詳細につきましては、5 ページから 6 ページをご覧ください。

次に、7 ページをご覧ください。

二段階方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 3 筆の 1,976 m²。日置地区が、2 件 4 筆の 9,183 m²。油谷地区が、3 件 4 筆の 8,974 m²。

計が、6件11筆の20,133㎡となります。

次に、使用貸借ですが、三隅地区のみで、3件3筆の5,660㎡となります。

総計で、9件14筆の25,793㎡となります。

詳細につきましては、8ページから9ページをご覧ください。

機構法第18条第5項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてのご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

9番

はい。

議長

はい、どうぞ。

9番

9番、日置北部の方を担当しております、末永と申します。

5ページの5番目の、●●さんの利用権設定の件ですが、利用権の設定を受ける●●さんは、去年から老人介護施設の●●に入所しておられていて、現在の耕作者は多分ご長男の●●さんが通われて作業をされておられると思うんです。

今後もご長男の●●さんが責任を持って耕作をされるのかどうかという質問が1点と、今回これが新規の契約となっておりますが、もしかしたら以前から●●さんが耕作をされていて、契約がされていなかったのを改めて契約をされたのか、それとも、今回新たに荒れていた所を耕作していかれるのか、以上の2点を事務局の分かる範囲で回答をお願いいたします。

議長

事務局からお願いいたします。

事務局長
補佐

はい、お答えいたします。

まず1点目の●●さんがもう施設に入所されているということですが、それについては申し訳ございません、事務局は把握しておりませんでした。末永委員がおっしゃられたように息子さんが作業をされているかもしれませんが、娘さんも●●に勤めておられますけれども、手伝っていかれるものだと思っております。

それから、2点目の利用権設定の区別で新規となっているところですが、

少し面倒な話になりますが、皆さんご承知のとおり昨年の3月の総会に諮った案件から、農地の貸し借りの法律が従前の農業経営基盤強化促進法と中間管理事業法だったものが一本化されて、今まではいわゆる相対で借りていたものは農業経営基盤強化促進法に基づくものだったのですが、それが今年度の契約から全て中間管理機構を通した契約の形になりますので、今まで相対の契約だったものが法律的にみると全て新規ということになっております。

これは事務局の推測になりますけれども、従前は相対で契約されていたものが今回継続して契約されるもので、その根拠になる法律が変わったので、今回は新規ということになっているものだと認識しております。

9 番 分かりました。ありがとうございます。

事務局長 そういうところは、事務局の方から1回付け加えて説明をした方が皆さんも分かりやすいですね。

事務局長補佐 そうですね。ただこの一括方式の契約については各支所が取り扱っておりますので、事務局の方では利用権設定の細かい内容については、全部は把握していないというところがありますけれども、各支所から農林水産課農業振興班の分室に全ての情報が集まって、農業委員会の方に意見を求めますという形になっておりますので、私も気になった所はいろいろ問合せをするにはしておりますが、この5番については細かいところの確認はしておりませんでした。すみません。

議 長 今事務局が申上げましたように、5ページの利用権設定の表の中に、「新規、更新の別」という欄がございまして、全て新規という形で記入されております。

今後ともこういうことが続くと思いますが、このことを頭に入れていただけたらと思います。

他にどなたか、全体についてのご質問、ご意見等でも何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長 ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意することに決定をいたしました。
議事については、以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。10 ページをご覧くださいと思います。
報告事項1、土地現況証明報告でございます。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は97
㎡。
申請者は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●さんです。
令和8年3月5日に、会長、西村委員、森本推進委員及び事務局とで現
地を確認いたしました。
現地は宅地となっており、農地としての再生利用が困難な状況であった
ことから、同日付けで非農地として証明しております。
ほか2件の、現況証明をしております。
報告事項1については、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1についての説明がございましたが、よろ
しいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。11 ページをご覧くださいと思います。
報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したものの。
合意解約についてでございます。
まず、通常の利用権に係る合意解約でございます。
番号1。
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。
借受人は、●●▲▲番地、●●さん。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は258㎡。
令和8年1月26日に、合意解約をしております。
ほか2件の、合意解約となります。
続きまして、12 ページをご覧ください。
農地中間管理事業、二段階方式及び一括方式に係る合意解約です。

番号 1。

貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地▲、農事組合法人●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 2,638 m²、
ほか 1 筆。

令和 8 年 2 月 9 日に、合意解約をしております。

ほか 2 件の、合意解約となります。

続きまして、13 ページをご覧くださいと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

番号 1。

旧転借人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

新転借人は、●●▲▲番地▲、●●株式会社。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は田、面積は 1,630
m²。

契約期間は、令和 8 年 6 月 26 日から令和 12 年 11 月 30 日までとなっております。

ほか 1 件の、合意解約による耕作者変更でございます。

報告事項 2 については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 3 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。14 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 3、公共工事の施行に伴う農地の転用についてでございます。
番号 1。

内容といたしましては、市道●●線道路改良事業施行に伴う道路用地として永年転用するというものでございます。

令和 8 年 3 月 5 日に受理しております。

ほか 1 件の、公共工事の施行に伴う農地転用の届出を受理しております。

報告事項 3 については、以上となります。

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

まず、次回の農業委員会定例総会ですが、令和8年4月15日、水曜日、9時30分から、長門市役所4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、4月6日、月曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日事務局から集合時間等連絡をいたしますので、ご立会のほど、よろしく願いいたします。

次に、農地利用最適化活動日誌の提出のお願いです。

今年度分報酬に反映するものは、3月18日、水曜日に事務局に到着したもので一旦締め切らせていただきます。締め切った後の活動日誌につきましても、4月15日、水曜日までに農業委員会事務局に到達するようご提出をよろしく願いいたします。

また、4月下旬に農地利用最適化推進地区別会議を予定しております。日程が決まりましたら、改めてご案内いたしますのでご出席をよろしくお願いいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時12分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和8年3月16日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 林 一 志

議事録署名委員 木 村 友 則